- 1. 件名:検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談
- 2. 日時:令和元年10月23日(水)10:00~10:50
- 3. 場所:原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邉課長補佐、岡課長補佐、高橋課長補佐 専門検査部門 嶋﨑管理官補佐

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子カリスク管理グループ 担当 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副長 東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他2名中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 副課長 関西電力株式会社 原子力事業本部 品質保証グループ マネジャー 他2名中国電力株式会社 電源事業本部 原子力設備グループ 担当副長四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 副リーダー九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力設備グループ 副長日本原子力発電株式会社 発電管理室 プラント管理グループ 課長電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長原子力エネルギー協議会 部長 他4名

5. 要旨

- (1)原子力規制庁から、配布資料(1)に基づき、申請のあった溶接安全管理審査に関する審査の状況について提示し、次いで、原子力エネルギー協議会(以下「ATENA」という。)から、配布資料(2)に基づき、各電力事業者の溶接安全管理審査の現在の申請状況について提示があり、意見交換を以下のとおり行った。
- (2)配布資料(1)について、事業者から申請日等に一部誤記がある旨指摘があったものの、申請件数・内容については、集計日の相違によるもの以外は概ね整合していることを確認した。今後、原子力規制庁、事業者双方で配布資料(1)と(2)の申請一覧表を照合、精査した上で、事業者ごとに面談で不整合がないか再確認した後、申請案件と審査着手の有無が相互に確認できるよう表の管理を行っていくことで認識を共有した。

- (3) 原子力規制庁から、文書審査だけ進めているものについては、事業者として実施されていることがわからないため、個別の面談等で文書審査の実績を示す記録等の開示について検討している旨説明した。ATENA等から、実地審査についても実績を示す記録等についても提示できないか要望があり、原子力規制庁からは検討する旨を回答した。
- (4) ATENA等から、特に手数料が高い定期安全管理審査については、検査等を一部でも実施したものは、納付した手数料を全額返金されない理由を提示して欲しいとの要望があり、原子力規制庁から、文書審査等の行政コストが発生している場合は、返金しないなどを説明し、個別の面談等で説明に応じる旨回答した。

6. 配布資料

- (1) 溶接安全管理審査の状況 (原子力規制庁資料)
- (2) 溶接安全管理審査申請状況(ATENA資料)